

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立致しました。

これより令和 2 年度第 9 回青梅市農業委員会を開会致します。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 11 番森谷委員さん、第 12 番高野委員さんを指名致しますのでよろしくお願い致します。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

それでは、前回の総会から今日までの日程行事につきまして御報告致します。

10 月 28 日、生産緑地追加指定現地調査

(小峰職務代理、川口部会長)

: 市内農地

10 月 28 日・29 日、農業委員会会長研究集会

(加藤会長)

: 京都府

11 月 16 日、東京都農業会議第 2 回臨時総会

(加藤会長)

: J A 東京南新宿ビル

11 月 22 日・23 日、JA 西東京農業祭、農産物共進会

(各委員)

: かすみ直売センター

議長

次に日程 4 の議案審議に入ります。

議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5 件を上程致します。

それでは、整理番号 1 番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番 久保田です。整理番号1番について、説明します。11月15日に事務局と調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。当該地にはきゅうり・大根・人参・白菜・じゃがいも等が栽培されておりまして、畑として問題なく管理されておりました。

議長

次に整理番号2番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 森田です。整理番号2番について説明します。11月11日、事務局と申請人立ち合いのもと、現地調査をいたしました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。今寺の水田ですが、今年は休耕作の年で来年は、耕作の年という話でした。草の管理はしっかりされておりました。(地番・地目・面積) その他の筆につきましては、お茶がきれいに栽培されておりました。

議長

整理番号3番について、川鍋委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号2番 川鍋です。整理番号3番について説明します。11月13日、事務局と現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。こちらはほぼお茶畑で、一部自家用の野菜を栽培されておりましたが、全体的にきれいに管理されておりました。

議長

整理番号4番について、町田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号8番 町田です。整理番号4番について説明します。11月11日、事務局と現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。ブルーベリーやミカンが植えてあり、良好に管理されておりました。(地番・地目・面積) こちら

の農地は、さといも・ネギ等が植えられており、問題なく管理されておりました。

議長

整理番号5番について、福島委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の福島です。整理番号5番について説明します。11月13日、事務局と現地調査を行いました。(申請人住所氏名、地番・地目・面積)。草の管理はされておりましたが、作物が見当たらなかったため、果樹等を植えたかどうかと話をしました。(地番・地目・面積)、こちらは栗が栽培されており、下草が刈られていました。(地番・地目・面積)、こちらも山側に栗が、一部に秋野菜が栽培されておりました。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の第2号を御覧ください。

整理番号1番、整理番号2番

いずれも さんを譲渡人とした贈与でございます。それぞれ整理番号1番は奥さんへの贈与、2番は息子さんへの贈与となっております。贈与後も さんによる耕作は継続されるとのことで、要件については同様となるため併せて説明いたします。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》および《別紙2》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその従業員は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその従業員が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号については、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、榊を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断

致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、11月11日に町田委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について町田委員の補足説明はございますか。

委員

議席番号8番の町田です。現在の農地の状況は、非常に管理されており、作物も植えてありました。北側の農地については、来年の準備のためトラクターで耕耘されている状況です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございますか。

委員

議案にある世帯員の定義を教えてください。

事務局

権利を取得しようとする者と住居および生計を一にする、もしくは2親等以内の親族です。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」2件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」2件を御説明致します。議案の第3号を御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第3号

整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第3号 別紙1-1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和2年12月10日から令和5年12月9日までの3年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙1-2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合する

ものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、使用借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、小松菜の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、11月13日に川鍋委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

続けて、整理番号2番について御説明致します。

議案第3号

整理番号2番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第3号 別紙2-1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は令和2年12月10日から令和7年12月9日までの5年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2-2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、使用借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、タマネギ苗の栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、11月11日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号 2 番の川鍋です。11月13日、事務局と現地調査を行いました。特に問題はありません。

議長

整理番号 2 番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号 11 番の森谷です。11月11日、事務局と現地調査を行いました。事務局の話のとおり、タマネギが植えられており、まったく問題ありません。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」2 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の決定について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件を御説明いたします。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借権しやうたいしやくの設定の申出があり、農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画の作成の依頼がございました。

はじめに別紙1の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。

農用地利用集積計画については、農業委員会の議決を得ることが求められているため（農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定）、内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

利用権を設定する者 （住所・氏名）

利用権の設定を受ける者 （住所・氏名）

利用権を設定する土地 （地番・地目・面積）

新規の利用権設定で、設定する権利は使用貸借権たいしやく。

契約期間は令和2年12月10日から令和7年3月31日までの4年4か月。

次に、2枚目をご覧ください。

利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でありますが、本計画は、農地中間管理機構（東京都農業会議）が、農地中間管理事業を実施することにより、経営規模の拡大や農地の集約化、また新規就

農者の参入の促進を図ろうとするものであり、基本構想に適合すると考えております。

続いて第2号のイ～第3号のロについては、本案件は、該当いたしません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、所有者である申請人に農用地利用集積計画を確認いただき、権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって、許可要件をすべて満たしていると考えます。

農用地利用集積計画については、以上でございます。

なお、本来はこの後、東京都農業会議が借受者を公募して貸し出しを行うこととなりますが、今回は行わずに、東京都農業会議が一時保有する形となります。

現地調査につきましては、11月13日に川鍋委員さんで行いまして、本計画で支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番の川鍋です。11月13日、事務局と現地調査を行いました。該当農地は水田地帯ですが、最近では、田んぼをやる方が少なくなりまして、畑として使う方が増えています。荒れてしまっている農地もありますので、何とか貸し借りを進めてうまく利用できれば良いと思います。本件は、借りる方がみつかるまでは、東京都農業会議がいったん保有するかたちとなります。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第5号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。議案の第5号を御覧ください。

整理番号1番

《議案参照。読み上げる》

農地所有者の さんが、生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条第2項の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

こちらにつきましては、11月16日に、現地調査を八木委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、八木委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号3番の八木です。11月16日、事務局と調査を行いました。
特段、問題ないと思います。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

ほかに御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページ目に記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページ目に記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、16件で3ページ目から4ページ目に記載されたとおりです。

次に「買受適格証明願について」は、6件で5ページ目に記載されたとおりです。

最後に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」については、1件で6ページ目に記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後16時10分から開会致します。